

264070

897110

軍艦龍田製造一件  
及英國抑留一件

0955

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

參謀部長



第一課

二十日

淨寫 校合

發付

月日

主務

主務官



聯帶



廿四年十月日

主務

法務大臣 次官



第二局長



第二課長



第一局長



第三課長



第三局長



第一課



水雷艦計画之件

廿四年度起 業軍艦製造に費ヲ以テ製造スルハ軍艦ノ内水雷艦ノ別紙大伴要領書ヲ基キ英國アームストロング社ニ年シ詳細計画ヲ付サシメ同面及別紙ニ方法書提出シ此取作

二五八四号

無印

0956

高裁

海軍

0957

水雷艦要領書

無直線間長

二百四拾呎

幅

(モールド)

二十七呎

深

船脊骨上部より  
船底ニ至

十四呎三寸

吃水

平均

八呎三寸

排水量

九八百噸

實馬力

強壓通風  
五千馬力

速力

但強壓通風  
測定間  
運轉  
二十一海里

機

双螺旋  
附三面膨脹  
汽機

汽罐

此汽罐ハ  
コモン  
ボイラー  
ヲ備付ル  
ヲ普通  
トス然レ  
モ  
重量  
ニ拘テ  
最近改良  
ノ通常  
船用汽  
罐ヲ採用  
ス

石炭重量

九百五十噸  
但ノル  
ニ石炭  
搭載ハ  
七十五噸

二五

巨

0958

無装

四、七吋速射砲

前門

船首樓、老門、前甲板後部、老門ヲ  
装載ス

老門、自彈薬二百発

三吋砲

四門

船首樓、前門、上甲板、強ト中央部、前門ヲ  
装載ス

老門、自彈薬四百発

船首樓、前門、上甲板、強ト中央部、前門ヲ  
装載ス

候塔ノ厚廿七吋半ヨリ廿吋迄ニ改ムアリトシ

ナリトシ

海軍省事務局長  
海軍省事務局長  
海軍省事務局長



作候塔ノ厚廿七吋半ヨリ廿吋迄ニ改ムアリトシ  
見ヨリ此ノ部ヲ改メテ通改正スル

第二局



0959

0960

<p>代價</p> <p>凡八萬七千四百磅</p>	<p>乗組定員</p> <p>百八人</p>	<p>艦内ハ悉ク電気燈ヲ以テ照ス</p>	<p>探海電燈</p> <p>貳個</p> <p>船橋前部ニ設置ス</p>	<p>木候塔ハ銅板ノ厚サ壹吋トシ船首樓ニ設ク</p>	<p>水雷發射管</p> <p>五門</p> <p>船頭ニ壹門 上甲板各舷ニ相對シテ貳門 船尾ニ壹門 船中ニ壹門 船尾ニ壹門 船中ニ壹門 船尾ニ壹門</p>	<p>三寸砲</p> <p>四門</p> <p>船首樓ニ壹門 前門上甲板ノ強ト中央部ニ貳門 船中ニ壹門 船尾ニ壹門</p>	<p>壹門 彈藥四百發</p>	<p>四七吋速射砲</p> <p>貳門</p> <p>船首樓ニ壹門 前甲板後部ニ壹門 船中ニ壹門 船尾ニ壹門</p>	<p>無裝</p>
---------------------------	------------------------	----------------------	---------------------------------------	----------------------------	--	---	-----------------	--	-----------

0959

0960

中央官廳事務部  
參謀部長  
第一課  
第一課長

主事

校令  
沖馬

廿五年九月 日  
主務

第二局長  
紀道

大臣  
皇親  
次官  
德吉

第一局長  
吉田  
第三局長  
松本

第一課長  
前田  
第二課長  
前田  
第三課長  
藤田

第一課長  
吉田

廿四年度起軍艦製造費ヲ以テ製造スル水雷艦我々官軍  
十月官房第二五八四号ノ決裁衙ノ要領基キ英國ア一入  
トロレノ會社ニ計画セシメル如ク今般回面及製造方法書條  
約書案同社ヲ提出シテ取調ノ処相与代價ニテテ住支相  
成可然ト相認メル  
既定條案ハ別紙甲号

官房第二三六九号

本件  
付  
候  
法  
部  
合  
計

0962

本件法度裁上六院大藏省迄  
 付漸要求書<sup>中</sup>訂正シ要スニ至  
 候旨可成速ニ法度裁上請フ且  
 法度裁上其本訂正取上  
 都合有テ其条再回シ西女入

聖

先師

十月十三日

本件ニ付  
少備附  
其



藏者之送  
要之...  
少請之且  
力取中上  
西女入

本件...  
備...  
十月十日  
井上...  
大帥...  
0963



甲号

造 材 品 目 合 計	費 器 具				費 船 造			費 目 年 度 割	廿四年度起業軍艦製造費中水雷艦製造原簿美額
	費 運 搬 及 保 険	難 堅 智 弄 運 信	準 備 費	据 附 費	費 回 航 費	難 進 水 式 費	監 督 及 運 信		
✓ 七、〇〇〇				✓ 七、〇〇〇					廿四年度
✓ 七、〇〇〇				✓ 四、八六五			✓ 四、八七〇		廿五年度
✓ 四、〇〇〇	✓ 五、八八八	✓ 五、〇〇〇	✓ 九、〇〇三	✓ 七、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	✓ 七、八七五	い、〇〇〇	い、〇〇〇	廿六年度
✓ 七、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	✓ 五、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	✓ 八、五〇〇	✓ 八、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	い、〇〇〇	い、〇〇〇	廿七年度
✓ 七、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	✓ 八、五〇〇	✓ 八、〇〇〇	✓ 七、〇〇〇	い、〇〇〇	い、〇〇〇	合 計

海軍

0965





水雷艦要領

長

(水線ニ於テ)

四百四十呎

幅

廿七呎

深

(中央)

六呎六吋

平均喫水

九呎六吋

但平均喫水拾呎ヲ起スルキハ領収ヲ拒絶スルコトヲ得

排水量

九百五十噸

寶馬力

五千

但強迫通風氣壓三吋ニテ

速力

(自然通風ニテ)

拾九海里

但十八海里未満ノキハ領収ヲ拒絶スルコトヲ得

0968

0969

四百四十呎

四百七呎

四百六呎六吋

四百六吋

収メ拒絶スルコトヲ得

九百五拾噸

五千

拾九海里

拒絶スルコトヲ得

最大陽メシ拾七呎六吋、改メ廿六年一月廿八日許可

0968

0869

海軍

汽機 直立三面膨脹式双螺旋

貳組

汽罐 通常海軍用形

四個

兵裝

拾貳吋速射砲

貳門

四七吋速射砲

四門

右二庫ノ兵器ハ之ヲ搭載スルノ計畫ナレドモ條約中ニハ含有セス

水雷發射管

五門

但船首ニ一門 上甲板左舷ニ二門 右舷ニ二門

探海燈

貳個

搭載ノ得ヘキ重量

兵器彈藥

四拾五噸

石炭

ノールニ吃水

七拾五噸

0970



同	最大搭載量	百五十噸
飲用水		七噸半
糧食		五噸
倉庫品		拾壹噸半
人員衣服等	(百人見積)	拾八噸半
代價		
船体及附屬品		三万七千噸
機関及附屬品		三万五千噸
水雷艇射管、電燈及水鏡		九千四百噸
計		八万四千四百噸
竣工	明治廿七年九月一日	

0971

本條約ニ取附キタル速射砲及其係某代價

英方債

九千九百磅

計 算

0972

明治三十五年十月二十日調印

水雷艦製造條約書

0973



一千八百九十二年十月二十日大日本帝國政府ヲ代表シタル同政府海軍大臣海軍中將子爵任禮景範後又中將ニト稱スト英國ニユーカッスル、アボン、タインニ於ケル「サー、ダブリュー、デー、アームストロング、ミッチェル」有限公司ニ於テ「中將」ト稱ス受トノ間ニ條約ヲ締結スル左ノ如シ要領

後又ニ記載シタル金額ヲ受ルニ於テハ受負者ハ本條約ニ添付シタル製造方法書並ニ着面ニ後ト製造機装具及型備シタル水雷驅擊艦壹隻ヲ大臣ニ供給スルヲ約ス尤モ本艦ハ英國海軍ニ於ケル同式ノ最良艦ニ總テ均一ナラシムルモノトス受負者ハ又本艦ヲ現役艦ノ如ク直ニ後務ニ服シ得ル様態ヲ完全ニ準備シ艦體製造方法書中特ニ供給セサル旨ヲ記シタル物品ヲ除ク後又ニ記載シタル期限及場所ニ於テ之ヲ大臣ノ任命

0975

シタル領収負ニ引渡サンカ爲ノ航海ノ準備ヲ爲スニ当リ此ノ  
艦種ノ艤装ニ必要且常例ナル倉庫品悉皆ヲ供給シ且之ヲ藏備  
スル才ヲ約定ス受負者ハ又木工職達具職達具職ニ係ル工事一  
切ヲ以テ本艦ヲ完全ニ裝飾シ且製造方法書ノ詳細ニ掲ケタル  
如ク航海ニ関シテハ然テ本艦ヲ製備艤装スルコトヲ約ス而シテ其  
大體ハ英國海軍ニ於ケル最近且同式ノ艦ニ準據スルモノトス  
然レハ受負者ハ人体用及消耗ノ倉庫品ハ之ヲ供給スルコトヲ約  
セズ

艦体機關兵器等ノ詳細ハ本條約書中添附シタル別々ノ製造方  
法書ニ示ス

材料及製作者

本艦ハ英國海軍省ニ造船用鋼材ヲ供給スル製作者目録ニ添  
附シ中ノ認可製作者製ノ鋼材ヲ以テ製造スルモノトス然レ

0976

氏受負者ニ於テ本艦ノ構造ニ使用スベキ鋼材ヲ他ノ一商社  
若リハ教商社ニ向ツテ欲スル片ハ其商社名ヲ大臣又ハ  
監督官ニ提出シ該鋼使用前議認ヲ受クルモノトス

材料ノ性質

製造艦裝製備物ニ使用スベキ諸材料ハ鋼材木材其他ヲ問ハ  
ズ各自其使用途ニ適スベキ最良質ノ物タルベシ而シテ之ヲ使  
用セシムルハ最良堅牢精巧法ヲ旨トシ然テ任命サレタル監督  
官ノ議認スベキモノトス

該監督官ハ本艦及兵器製造用ノ鋼材及其他ノ材料ヲ使用ス  
ル前英國海軍省ノ試験並ニ實施ノ方法書ニ從ヒ其製作者ハ  
工場ニ於テ施行スル強固質可延質及其他ノ性質ニ係ル試験  
ニ立會ノ允可ヲ有スルモノトス

擴充材料

若シ本艦製造用ニ供スル材料ノ内目的ニ適セサルモノアツ  
テ其使用前監督官ノ之ヲ攷存シタル時ハ他ノ材料ヲ以テ之  
ヲ引換ユベシ而メ其引換ハタル材料モ亦前同様ノ検査攷存  
其他本條約中ノ適用スベキ箇條ニ從フモノトス

### 検査

大臣ハ本條約履行中常ニ任命シタル監督官其他日本政府ノ  
官吏ヲシテ本艦及兵器ノ材料及製造ニ関スル工事ノ進歩  
ヲ絶ヘズ或ハ時々検査セシムルノ權ヲ有ス

受負者ハ本艦ノ製造及機関中大臣ヨリ派遣セラレタル監督  
官ヲシテ本艦兵器機関等或ハ之カ附屬部ヲ検査スルカ爲  
メ是等ノ所在スル受負者ノ建物内及其他ノ建物内ニ入ルノ  
全權ヲ得セシムルヲ得ス而メ又受負者ハ可及的本艦兵器  
機関等其他之ニ關スル諸部ノ材料構造法及工事ノ適當ナ

0978



ル試験検査ニ對シ本艦兵器機関ニ係ル受負者ノ使役人其他  
受負者ノ為ニ從事スル諸人ト共ニ監督官ニ便宜ヲ與フル  
トシ約ス

受負者ハ又監督官ニ於テ本艦兵器機関等其他之ニ關スル諸  
部分ノ製造或ハ構造検査ノタメ正當ニ入用アリト認ムル報  
告并ニ必用トナス處ノ諸詳細備面ハ之ヲ供給スルモノトス  
受負者ハ又本艦ノ詳細備面用備面ノ副備及必用ニ依リ兵器  
ノ同備面一揃ヲ日本帝國政府ニ供給スルモノトス但シ此場  
合ニ於テハ日本政府ハ右備面ヲ唯政府ノ参考用ノミニ供シ  
如何ナル口實アルニモ拘ハラズ之ヲ他ノ製造者ノ手ニ渡サ  
ザルヲ保証スルモノトス

改造

改造若クハ新設ニ係ル工事ハ其種類ノ何タルニ拘ハラズ之

0979

ニ對スル増額ハ前以テ書面ニ依リ約定スルニ非サレバ之ヲ  
仕拂ハザルモノトス

若シ受負者ニ於テ本條約ニ掲ケタル工事ノ内施行セサルモノ  
ノアル中ハ日本帝國政府ニ對シ相當價額ノ減額ヲナスモノ  
トス

### 製作及機装

本艦ハ此ノ條約ニ添附シ且大臣及受負者ノ雙方ニ於テ署名  
シタル製造方法書及背面ニ從ヒ兵装シ機關ヲ備ヘ且機装ス  
ルモノトス而シテ該製造方法書及背面ハ本條約全體ノ組成部  
分タルモノトス而シテ又此製造方法書ノ範圍内ニ於ケル諸物  
ヲ完全有効ナラシムルニ必要且隨伴スベキ條ヲノ事項ハ從  
ヘ製造方法書中特ニ記載ナク或ハ其記載方不完全ナリト雖  
受負者ハ恰モ之カ特ニ記載セラレタル如ク成ユシ供給シ若

クハ製備スルモノトス又水艦ニ測スル<sup>諸動</sup>形状様式構造若クハ  
施行法材料及諸工事、<sup>艦</sup>艇体機関器械綱具付具及艤装具ノ何  
タルニ拘ハラズ又之カ固著物若クハ不著物ナルヲ問ハズ製  
造方法書中特ニ詳記ナキモ其性質及種類ハ極メテ最良ノモ  
ノトシ且英國海軍ノ常例ニ從フモノトス

### 速力測定試験

水艦ノ速力試験ハ受負者其費用ヲ負擔シ日本海軍監督官ノ  
立會ニ於テ受負者之ヲ施行スルモノトス而シテ又受負者ハ其  
試験中海上其他各種ノ危害ニ對シ本艦ヲ保障シ又水艦ヲ全  
ク大臣ノ專有ト保管ニ歸セシムル迄之ヲ保障スルモノトス  
平均速力ノ測定方ハ引込<sup>引込</sup>河外ノ海上ニ於テ測定航路拾海  
里四分ノ三ノ距離ヲ引續キ少クモ四回即チ順潮ニ於テ二回  
逆潮ニ於テ二回航走シ以テ其平均ヲ取り決スルモノトス而

メ其他ハ英國海軍ニ於ケル艦艇試験ノ常則ニ準據スルモノトス

試運轉ノ時ニ於テ本艦ノ平均吃水ハ九呎六吋ナルモノニシテ之ヨリ大ナル増減アルマカラズ若シ平均吃水十呎ヲ超過スル中ハ本艦ヲ擲斥スルト否トハ大臣ノ隨意タルベシ

強迫通風ノ平均速力ハ一時間ニ二十一海里タルベシ

若シ本艦試運轉ニ於テ得タル速力二十海里以下ニ達セザル

時ハ本艦ヲ領収スルト或ハ之ヲ擲斥スルトハ大臣ノ隨意タルベシ

ル可シ而メ本艦カ何時擲斥セラレ、氏之ニ對シ仕拂ハレタ

ル一切ノ費額ハ十四日以内ニ受負者ヨリ大臣ニ報償スルモ

ノトス本艦速力試験ニ要スル石炭ノ供給及前記ノ平均吃水

ヲ本艦ニ有セシメンカ爲メ艦内ニ搭載スマキ必要ノ石炭并

ニ貨物積載ノ費用ハ受負者之ヲ負擔スルモノトス然レ氏該

試験後残りタル石炭（巻首）の買入代價ヲ以テ受負者ヨリ大臣之ヲ  
購求スルモノトス

引渡後ノ不完全

受負者ハ本艦引渡後十二ヶ月以内ニ船体兵器機関若クハ各  
械ノ構造又ハ機装ニ施行シタル工事或ハ之ニ使用スル材  
料ニ不良ノ虞ヲ發見シタル中ハ正當ナル工事及堅牢ナル材  
料ヲ以テ之ヲ改補ス可シ而シテ此ノ修補ハ日本ノ一地若クハ  
其他之カ目的ニ必要ナル便宜ヲ有スル處ノ場所ヲ大臣又ハ  
日本帝國政府ニ於テ撰定シ受負者ハ該所ニ於テ之ヲ為ス  
ヲ約ス

保証機関師士

受負者ハ十二ヶ月ノ保証（期限中）機関師士本艦ニ奉職スルニ等機関師士  
ヲ指命ス然レバ該機関師士ノ月給食料其他本人一切ノ費用ト

0983

シテ英貨三拾五磅或ハ此額ニ相當スル日本債幣ヲ日本國政  
府ヨリ本人一支給スルモノトス

該機関士ハ解任ノ時歸國旅費トシテ日本横濱ヨリ英國倫敦

ニ至ルベニシテエラ、エンド、オリエンタル汽船會社ノ一等船客

料ニ相當スル金額ヲ日本政府ヨリ受クンモノトス然レモ該

機関士疾病ニ罹リ職務ヲ盡スリ能ハザルカ將タ品行不正ニ

シテ日本政府ノ手教ヲ煩ハシ或ハ日本政府ニ充分ノ満足ヲ

與ヘサル場合ニハ受負者ハ大臣ヨリノ通知次第直ニ他ノ適

任ナル機関士ヲ派遣シ交代セシムベシ

右ノ場合ニハ解任者ニ新任機関士共日本政府ヨリ旅費ヲ受

ケザルモノトス其他又大臣ハ何時タリモ理由ナク前記機関

士ヲ解任スルノ權ヲ有ス然レモ是ノ場合ニ於テハ其機関士

解任ノ日ヨリ後テ機関ノ何處ニ不完全ノ箇所ヲ發見スルモ

受負者ハ之ヲ修補スルノ義務ナキモノトス

所有権ノ條款

受負者ハ竣工未竣工ノ別ハ前記ノ如ク製造スベキ本艦並

ニ本艦若クハ兵器ノ製造用ニ供スルカ為メ要<sup>ル</sup>用<sup>目</sup>的<sup>的</sup>ヲ以テ

受負者ノ建物内ニ持込マレタル鋼材鉄材木材其他ノ材料ハ

總テ即時ニ大臣ノ所有物トナルコトヲ約ス

本艦ハ大臣ノ所有物ナルノ証拠トシテ存時タリ氏大臣ノ望

ニ依リ本艦ニ日本帝國政府ノ旗章ヲ掲クルモノトシテ而シテ

大臣ハ本艦ノ竣工未竣工ノ別ハ何時タリハ官吏ヲ任命シ

本艦ヲ專有セシムルコトヲ得可シ

發砲試驗

本艦速力試驗ノ外尚ハ發砲試驗ヲ海上ニ於テ施行シ而シテ

之ニ關スル本艦ノ試驗費用及保險料ハ受負者之ヲ負擔スル

0985

モノトス然レハ日本官吏ノ要求ニ依リ大砲一門ニ付三發又ハ三斤砲一門ニ付四發ヨリ多數ノ彈丸ヲ發射スルハ其額過數ノ彈藥費日本政府ノ支弁タルヘシ但シ受負者砲ヲ供給セサル場合ニ於テハ該試驗用ノ彈藥ハ日本帝國政府ヨリ無代價ニテ受負者ニ供給スルモノトス

保險

受負者ハ自己ノ費用ヲ以テ然レハ大臣ノ名ニ於テ又大臣ノ利益ノヲメ通例保險セラレベキ危害ニ對シ艦艇及其機關諸製作物並ニ諸材料ヲ前以テ大臣ノ承認シタル一ノ火災保險會社ノ保險ニ附シ且此保險ヲ繼續スルモノトス而シテ其保險金額ハ本艦製造ニ關シ大臣ヨリ逐次受負者ニ仕掛フタル金額或ハ仕掛シナスベキ金額ヲ常ニ被保レ且之ヲ大臣ニ償還スルニ充分足ルベキ高ナルベシ而シテ其保險証書ハ之ヲ得



ルヤ否ヤ直ニ大臣ニ付托ス可シ而ノ又該保險証書ニ據リ辨  
 償セシムベキ金額ハ是ノ原由スル損害ノ修理ニ供シ若シ此  
 辨償金ニ不足ヲ告グルハ受負者ハ自費ヲ以テ之ヲ補ヒ修  
 テ損害ヲ修理スルヲ負擔スルモトス而シテ又受負者ニ於  
 テ前記ノ如ク本艦ヲ保險シ且ツ此保險ヲ維持シ又保險証書  
 ヲ付托スルヲ實行セサルハ義務ニ非ラスト茲ニ法律上  
 大臣ハ自己ノ名ヲ以テ保險シ且ツ此ノ保險ヲ維持シ其費用  
 ハ受負者ヲシテ負擔セシムルノ權利ヲ有ス而シテ該保險料及  
 之ニ關スル一切ノ費用ハ本條約ニ依リ受負者一任拂フベキ  
 金額ヨリ扣除スルモノトス若シ扣除シ能ハサルハ受負者  
 ハ大臣ニ該費用ヲ支拂フヲ約ス  
 本條約ニ掲ケタル條項ノ何タルニ拘ハラズ本艦ハ其兵器機  
 関器械及ヒ艦装ト共ニ受負者ト大臣トノ間ニ在ル以上ハ

母  
 草

大臣ノ本艦ヲ領収シ以テ專有トナス迄ハ常ニ其危害ニ對シ  
受負者其責ニ任スルモノトス

竣工及引渡

受負者ハ正当ニ記入シタル本條約書ノ領収番面ノ簽認及後  
又ニ記載シタル第一回拂金額拂込ノ日ヨリ十二ヶ月以内ニ  
費用並ニ危害ニ對スル責ヲ負擔シ本艦ヲ進水シ且ツ航海ニ  
對シ之ヲ艦装シフユリカスル、アボシタイニ於テ安全無害ニ本艦ヲ  
大臣ノ任命スルル領収負ニ引渡スモノトス然レハ速カ試験  
完了ニ關シ天候不良ノタメ起ル處ノ止ヲ得サル還正ニ對シ  
テハ相當ノ猶豫ヲ受クルモノトス

罰金

若シ本艦ヲ前記條約日限内ニ竣工スルニ至ラスレテ引渡シ  
為サ、ル中ハ天災時變ノ場合ヲ除キ受負者ハ右引渡日限ノ

超過中積害料トシテ毎日英債拾磅ノ罰金ヲ大臣ニ任拂フ  
 ヲ約ス而ノモシ其ノ近期ニケ月ヲ超過スルトキハ前陳ニケ  
 月中ハ一日毎ニ英債拾五磅其後ハ前記ノ方法及約定ニ依リ  
 實際本艦ヲ了渡ル迄一日毎ニ英債二拾磅ノ罰金ヲ任拂フモ  
 ノトス然レモ其約定日限ヲ計美スルニ當リ本條約ノ後又ニ  
 示ス任拂金ノ内任拂未済ニ係ルモノアル中ハ其日數ヲ計美  
 セス又火災職工同盟罷工若クハ其他ノ天災時變ノ生スル中  
 ハ之ニ對シ受負者ニ相當ノ近期ヲ與フルトテ約定ス而メ斯  
 ノ如キ近期ニ付テハ日本帝國政府ノ監督官ト受負者トノ間  
 ニ於テ協議スルモノトス受負者ハ本艦愈々竣工ノ後ハ自費  
 ヲ以テ危害ヲ責ニ任シ本艦ヲ入渠セシメ清淨ニナスルヲ務  
 ス而メ若シ不慮ノ事變起ルハ何時ニ物ハラズ大臣又ハ任  
 命監督官ノ意見ニ於テ大臣ノ之ヲ領収スル前検査ノ為メ又

0989

漂セシムルトシテ是ナリトスル片ハ受負者ハ自費ヲ以テ危害ノ責ニ任レ本艦ヲ入渠セシムルモノトス

受負者ハ本條約ニ後ヒ本艦ヲ竣工シ且前記ノ倉庫品及諸物品ヲ供給シ能ハサル場合ニ於テハ其時ヨリ大臣ハ法律上本條約ニ依リ為スベキ工事ヲ大臣ニ於テ適当ト認ムル人物又ハ會社ヲシテ受負者ノ該工事ニ供セシカ為メ準備若クハ購入シタル材料ヲ使用シ該工事ヲ為サシメ且諸物品ヲ完成供給セシメ而シテ大臣ニ於テ至當ト認ムル金額ヲ該人物ニ任拂ノ權利ヲ有スルトシ約ス此場合ニ於テハ受負者ハ自己カ拂受ク可キ金額ニ超過スルト否トニ拘ラズ大臣カ斯ノ如ク人物又ハ會社ニ任拂ヒ若クハ前拂ヒシタル金額ト同一ノ高ク大臣ニ轉償スルモノトス然レ比斯ル場合ニ於テハ大臣ハ本艦愈一竣工ノ上ハ本條約ニ記載ノ代價若クハ前記受負

0990

者ノ果ス一能ハサル工事又ハ其一部分ヲ完成セシメタル人  
物會社或ハ受負者ニ任拂ヒ未済若クハ前拂未済ノ金額大ケ  
ヲ受負者ニ任拂渡スモノトス

代價増減

大臣ハ本艦製造中即チ本條約書履行中本艦ノ構造若クハ其  
装置製作物機裝具裝機等若クハ機械ニ改造ヲ為サント欲シ  
其旨大臣ヨリ必ス書面ヲ以テ正当ニ依任セラル、付ハ受負  
者ハ大臣カ書面ヲ以テ承認セラレタル相当ノ延期（若シハ）  
内ニ於テ之ヲ施行スベシ而シテ若シ日限ニ延期ヲ生スル付ハ  
其延期タルヤ恰モ最初ヨリ本條約ニ記載シアリタル如ク見  
做スモノトス然レモ其延期ノ斯ク義諾セラレザル中ハ其工  
事及改造ハ總テ前記日限内ニ竣スセシム可シ而シテ斯ノ如ク  
改造タルヤ（若シハ）總テ其性質上要スル處ノ方法ニ依リ之  
ヲ施行シ又最初ヨリ本條約若クハ之カ一部分タル製造方法

0991

書中ニ記載シ有リタル如ク之ヲ成ユスルモノトス又改造ノ  
タメ直接著クハ間接ニ生スル處ノ費用ノ増減ハ其金額ヲ定  
メ成ルベク大臣ト受負者ト同意スルモノトス而シテ増額ノ  
斯ク果シテ同意セラレタルハ本條約ニ依リ仕拂フマキ次  
面拂ノ金額ト其之ヲ仕拂フカ或ハ又其時ノ都合ニ任スベ  
シ又減額ノ果シテ同意セラレタルハ同シク次回拂ノ金額  
ヨリ之ヲ扣除スルモノトス然レモ若シ右ノ改造ニ關シ本條  
約ノ代價ヲ増減スル金額ニ對シ双方同意シ能ハサルハ後  
又ニ記載シタル方法ノ仲裁ヲ以テ其増減金額ヲ決定スルモ  
ノトス

(代價) 大臣ハ日本政府ヲ代表シ製造方法書ニ從ヒ完全ニ兵裝シ且  
整備シタル水艦ニ對シ英債九萬千五百磅ノ金額ヲ受負者ニ仕  
拂フヲ約ス然レモ本條約添附ノ別入札ニ係ル水雷ハ之ヲ

除クモノトス而ノ此金額ハ受負者ニ於テ相当ニ勉勵シテ大  
臣ノ満足スル様工事ニ著手シ且著手シタル後ハ承條約ヲ履  
行シ正当ニ進歩スル片先ノ如ク仕拂ハル、モノトス

第一回 承條約書ニ署名ノ日ニ於テ條約代價ノ十二分一  
即英貨七千五百九拾壹磅拾叁志四片

第二回 鋼及金屬ノ重量五拾噸ヲ艦体ニ取附ケ其他ニ  
又拾五噸ヲ承艦ニ取附ケルカ或ハ受負者ノ建物内ニ在テ  
乙ニ之カ取附準備ヲ為スカ而シテ又汽機汽罐及兵器ノ工  
事右相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ與ヘタル片十二分二即  
チ壹萬五千八百八拾叁磅六志八片

第三回 鋼及金屬ノ重量百噸ヲ艦体ニ取附ケ其他ニ又貳  
拾噸ヲ承艦ニ取附ケルカ或ハ受負者ノ建物内ニ在テ己ニ  
之カ取附準備ヲナスカ而シテ又汽機汽罐及兵器ノ工事右

0994 0993

当ニ 勉勵シテ大	後ハ 承継約ヲ履	モノトス	代價ノ 十二分一	ニ取附ケ其他ニ	建物内ニ在テ	汽罐及兵器ノ工	凡中十二分二即	附ケ其他ニ又貳	物内ニ在テ已ニ	及兵器ノ工事右	直
----------	----------	------	----------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---

0994 0993





相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ集ムタル中十二分ノ二即チ  
老萬五千八百八拾叁磅上老八片

第四回 鋼及金屬ノ重量百五拾噸ヲ艦体ニ取附ケ其他ニ  
又貳拾噸ヲ水艙ニ取附ルカ或ハ受負者ノ建物内ニ在テ已  
ニ之カ取附準備ヲナスカ而シテ又汽機汽罐及兵器ノ工事  
右相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ集ムタル中十二分ノ一即  
チ七千五百九拾叁磅拾叁志四片

第五回 鋼及金屬ノ重量貳百噸ヲ艦体ニ取附ケルカ其他  
ニ又貳拾噸ヲ水艙ニ取附ルカ或ハ受負者ノ建物内ニ在  
テ已ニ之カ取附準備ヲナスカ而シテ又汽機汽罐及兵器ノ  
工事右相應ニ進歩シ監督官ニ満足ヲ集ムタル中十二分ノ  
二即チ老萬五千八百八拾叁磅上老八片

第六回 水艙ノ防水區画ヲ修テ水壓ニ依リ試験シ又甲板

ハ其四分之三通リヲ張リ填隙シ且艙庫及火藥庫ハ之ヲ造  
設シテ内板ヲ張リ又舷室隔障ノ半ハ之ヲ其位置ニ取附ケ  
又水櫃ヲ進水スルニ適應ナル運々ニ至ラシメ之ヲ安全ニ  
進水シ而シテ兵器ハ總テ四分之三通リ完成シタル廿二  
分ノ二即チ屯萬五千百八拾六磅六老八片

第七回 本艦ノ全汽力試験ヲ施行シ且錨絞盤汽力モ手力  
操舵器及電燈ヲ試験シ又動索具枕及天幕揚舟装置ノ働作  
ヲ試シタル後チ又兵器ハ發砲試験ニ依リ其装置ヲ試シ而  
シテ該試験中ニ生シタル不完全ノ箇所ハ總テ監督官ノ指示  
スル如ク之ヲ修補シ又本艦ハ該監督官於テ艦ヲ能ク整頓  
シテ航海ニ適シ且悉ク兵備物ニ適合スルモノト認定シ而  
シテ大臣又ハ本艦ヲ廻航スル為ニ任命セラシタル官吏ニ  
實際引渡シタル廿二分ノ二即チ屯萬五千百八拾六磅六

表八片ヲ仕拂フモノトス

引渡

受負者ハ又或ルニク速ニ水艦ノ製造ヲ證明書ヲ得テ之ヲ大  
臣ニ交附スヘシ尤<sup>証</sup>證明書ニハ大臣ヲ以テ一方ニ於ケル水  
艦製造係頼者タルヲ表明ス其他又受負者ハ英國法律上必  
要ナル公文書類ヲ得テ之ヲ大臣ニ交附スルモノトス但シ  
此場合ニ於テハ監督官若クハ正當ニ任命ヲ受ケタル代表者  
ハ本條約ノ日附或ハ(場合ニ依リ)先ニ交附シタル証書類ノ日  
附以來本艦ノ製造業ニ本條約ニ依リ受負者ノ為スベキ工率  
ノ完成ニ充分ノ進歩ヲ現ハシ(進歩ノ程度ニ應ジ)且前田捕金  
額仕拂以來受負者ノ建物内ニ在テ水艦ニ專有スベキ材料及  
之ニ使費シタル工力共新規拂ノ金額ニ充分同一ノ價值アル  
ヘシトノ意見ヲ大臣ニ於テ親ヲ証明シ以テ前記順次拂ノ金

0997

額ヲ受負者ニ任拂フタルハ限ルモノトス

仲裁法

若シ本艦條約履行中或ハ本艦ヲ渡後十二ヶ月以内ニ本條約

ニ依リベキ權利或ハ義務ニ關シ大臣ト受負者トノ間ニ爭論

若クハ違議ヲ生スル中ハ其御度双方ノ何レヨリ要求スルモ

或名ノ仲裁人(大臣及後援者ヨリ)ヲ志シ斯クノ如キ爭論若ク

ハ違議ヲ仲裁法ニ委託シ且之ニ依リ處斷セシムベシ此場合

ニ於テハ仲裁人ハ其委託事件ニ著手スル前迄名ノ仲裁判若

ク撰定シ之カ仲裁ニ對スル服從ハ雙方何レカノ請求ニ依リ

英國女皇陛下ノ高等裁判所管内ノ一ニ於ケル裁判所ノ裁法

トセラレ而シテ仲裁ニ係ル手續及其裁判ハ英國ニ於テ施行

シ且然テ該裁判所ノ命令ニ依リ施行サレタル仲裁ノ結果ニ

服從シ又之ニ依リ支拂ルモノトス然レモ尤ノ事項ヲ常ニ豫

メ約定ス即チ前記爭論違議若クハ仲裁請求中或ハ未決中ニ  
拘ハラズ受負者ハ製造者証明書ヲ附與シ得ルノ運ニ至ルヤ  
否ヤ之ヲ大臣ニ交附スルモノトス且又大臣ニ於テ竣工未竣  
ニテ問ハス亦艦若クハ其機裝或ハ前記諸物件ノ所有ヲ要求  
シ且受負者ニ任拂フマキ金額ニ對シ保証金トシテ其未済殘  
額ニ等シヤ額ヲ受負者ニ付托スルカ或ハ仲裁人若クハ仲裁  
判者ノ意見ニ於テ裁割上大臣ヨリ受負者ニ拂渡スベキモノ  
ト認ムル高ニ充分等シキモノニ超過セサル額ヲ保証金トシ  
テ受負者ニ付托スルハ受負者ハ如何ナル理由アルモ大臣  
又ハ日英受權官吏ノ所有ヲ拒止スルノ名義ナキモノトス

0999

英國海軍省造船用鋼板供給社名目録

在英國 ブラックヒル

有限ゼ、コンセツト製鉄會社

全 ミドルスパロー

ボルコウ、ハンジ 會社

全 ハートルプール

ゼ、ウエスト、ハートル  
プール 鋼及鐵製造會社

在蘇國 グラスブロー

蘇國製鋼會社

全 マガーウエル

ビー、コルビル、エンド、ソニス 社

全 グラスブロー

ダブリユー、バー、アドモリア 會社

在英國 ストックトン、オン、ケース

ムーア 鋼及鐵製造會社

全 ジヤロウ

ハル、マ、 會社

全 ボルトン

ボルトン 鋼及鐵製造會社

在蘇國 グラスブロー

サン、マ、ド、クリ、エ、ンド  
モヤ、ンド 鐵及鋼製造會社

浦 員

在英國ストックトン・ラン・チース

全 スペーホームア

ストックトン 録鉄製造會社

ウエーアデール 鉄及石炭會社